

今月のテーマ

タトゥー判決の動向 … タトゥーは医療行為に該当するか？



【タトゥー施術に医師免許が必要かどうか争われた医師法違反事件】

■2017年 9月27日 大阪地裁は被告（タトゥー彫り師）に対して有罪の判決を下しました。
→被告は即日控訴しました。

<判例1>



■2018年11月14日 大阪高裁はタトゥー施術は医療行為に当たらないとして一審の大阪地裁判決を破棄して逆転無罪を言い渡しました。

<判例2>



■2018年11月27日 大阪高検が最高裁に上告しました。

→大阪高検は「控訴審判決は承服しがたく、上告審で適正な判決を求めることした」とコメントしました。

※「タトゥー」に対する今後の裁判の動向が注目されます。

【参考】「タトゥー」と同様の技術である「アートメイク」の医師法違反に関する裁判では、有罪が確定しています。

<判例3>

■大阪地裁 2017年9月27日判決

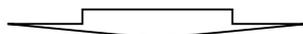
<判例1>



【裁判の概要】

- ・医師法違反の罪に問われたのは、大阪府吹田市の彫り師。
- ・2014年7月から2015年3月までの間に医師免許なしに客3人にタトゥー施術をしたとして、2015年8月に略式起訴されました。
- ・彫り師は2015年9月に略式命令を受けましたがこれを拒否し、正式裁判を求めました。
- ・彫り師は「表現や職業選択の自由を侵害する」などと主張しましたが、判決は「保健衛生上の危害を生じるおそれがある」として違法と結論付け、罰金15万円（求刑罰金30万円）を言い渡しました。
- 彫り師は即日控訴しました。

Jcastニュース2017/09/28より抜粋



■大阪高裁 2018年11月14日判決

<判例2>



【判決の概要】

- ・タトゥーは歴史や現代社会で美術的な意義や社会的風俗という実態があることを踏まえ、「医師の業務とは根本的に異なる」とし、医行為には当たらないと裁判官は判断しました。
- ・彫り師に医師免許を求めれば、憲法が保障する職業選択の自由との関係で疑義が生じるとも述べました。
- ・さらに、医師法以外に法規制がないとされてきたタトゥー施術は、業界による自主規制や立法措置などを検討すべきであり、医師法で禁止することは「非現実的な対処方法」だと批判しました。
- ・施術を医行為とした一審判決の判断は「維持しがたい」と結論づけました。
- 検察側は「判決内容を精査した上で適切に対応する」とコメントしました。

朝日デジタル2018/11/14より抜粋

参考判例（アートメイク）

■東京地裁 1990年3月9日判決

<判例3>



- ・「アートメイク」や「消えない化粧」と称して、美容目的やあざ・しみ・やけど等を目立ちづらくする目的で、色素を付着させた針で皮膚に色素を注入する行為を行っていた業者が、その行為及び局所麻酔剤の塗布・注射が医師法における医業に該当する等として、医師法違反につき懲役1年の有罪とされました。

→この判決は確定しています。

判例時報」1370号159頁